

臨床教授等の医学部施設等の利用及び名称使用に関する申合せ

(平成18年11月1日企画推進委員会決定)

- 1 臨床教授等は、希望に応じて、佐賀大学附属図書館医学分館（以下「医学分館」という。）から、佐賀大学附属図書館利用証（以下「図書館利用証」という。医学部の建物入館カードを兼ねる。）の発行を受けるものとする。
- 2 臨床教授等は、佐賀大学医学部及び附属教育研究施設の教育研究機器などを、関連規程等に従って利用できるものとする。
- 3 図書館利用証の発行を受けた臨床教授等は、佐賀大学附属図書館利用規程に従って医学分館を利用できるものとする。
- 4 図書館利用証の発行を受けた臨床教授等は、希望に応じて、医学分館から電子ジャーナル閲覧のためのパスワードの発行を受けることができる。
- 5 臨床教授等は、必要に応じて佐賀大学医学部臨床教授など（英文の場合は **Clinical Professor (Associate Professor), Faculty of Medicine, Saga University(Saga Medical School)**）の名称を使用できるものとする。
- 6 臨床教授等は、学会発表及び論文発表に際して、必要に応じて佐賀大学医学部臨床教授などの名称を使用するものとする。

附 則

この申合せは、平成18年11月1日から実施する。